

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 25 年 5 月 30 日現在

機関番号：32675

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2010～2012

課題番号：22520831

研究課題名（和文） インドネシアにおけるアブラヤシ開発をめぐる土地紛争の研究

研究課題名（英文） Land Struggles in Indonesia on the Process of Oil Palm Development

研究代表者

中島 成久（NAKASHIMA NARIHISA）

法政大学・国際文化学部・教授

研究者番号：80117184

研究成果の概要（和文）：

拡大を続けるインドネシアのアブラヤシ開発をめぐる土地紛争について、西スマトラ州を中心としてフィールドワークを行い、西パサマン県でのウィルマー・グループの抱える土地紛争の事例2例を分析した。その結果、ミナンカバウ母系制の根幹を支える共有地の開発の在り方をめぐる正当性の問題、あるいは開発の条件として提示された共有地の利用の在り方をめぐり、企業と住民の間のコンセンサスの不在などの問題点を指摘した。さらに、紛争の当事者の多様性を見出し、その一環として移住者が多数を占める農園労働者の階級制などを指摘した。

研究成果の概要（英文）：

I have analyzed two cases of land struggles of palm oil companies belonging to Wilmar Group in West Pasaman Regency, West Sumatra, Indonesia. The topics of discussions are as followings: the legitimacy of development of Communal Land of the Minangkabau Matrilineal society, social relations of the parties concerned the struggles, and hegemonic relation of the workers in oil palm plantations.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2010年度	1,100,000	330,000	1,430,000
2011年度	1,000,000	300,000	1,300,000
2012年度	1,100,000	330,000	1,430,000
年度			
年度			
総計	3,200,000	960,000	4,160,000

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：文化人類学・民俗学

キーワード：アブラヤシ、土地紛争、共有地、ウィルマー・グループ、軍＝警察、農園労働者、移住者

1. 研究開始当初の背景

インドネシアのアブラヤシ開発はまだ面的拡大を続けている。2006年インドネシアのCPO（アブラヤシ原油）生産はマレーシアを抜いて世界第1位となった。アブラヤシ開発には広大なプランテーションが必要であり、その土地の確保のために、資本（開発

業者）、行政、地元の有力者で癒着が生じ、それが土地紛争の原因となっている。

アブラヤシ・プランテーションの拡大のために、本来アブラヤシ栽培に向かない泥炭湿地帯のような土地の開発も強行されている。熱帯の泥炭湿地帯は植物が水中で腐敗せず、に何千年も経過して出来上がった泥炭層で、

人間の活動域としてはきわめて厳しい環境であった。

そうした泥炭湿地帯の木を伐採し、水路を掘り、干地化してから、植栽を始める。しかし、泥炭層は酸性土で常に石灰をまいて中和する必要があるほか、きわめて燃えやすく、いったん火が付くと普通の山火事の4倍もの地球温暖化ガスを排出する。

インドネシアでのアブラヤシ開発の面的拡大はこうした泥炭湿地帯での開発だけではなく、カリマンタンとマレーシア領サバ、サラワク州との国境付近の急峻な山岳地帯に100万ヘクタールものプランテーションを開発する計画がいまだに撤回されないまま残っている。

さらに、スラウェシ島や西パプアなどの地域でも少しずつアブラヤシ・プランテーションの開発が進んでいる。特に西パプアは独立運動が存在する係争地であり、こうした状況下アブラヤシ開発が進められるとさらに複雑な状況に陥る可能性があり、今後の進展が危惧される。

2. 研究の目的

全インドネシアで数百件といわれるアブラヤシ開発に伴う土地紛争の原因を分析することは、今後の開発において、紛争を予防する因子を特定できる。また、軍=警察、プレマン（やくざ）の暴力の実態を明らかにすることで、その実態を広く知らしめられる。

アブラヤシ開発に伴う土地紛争は全インドネシアに共通する要因を特定できない。土地に関する権利関係が地域ごとに異なっていて、容易に通インドネシア的な特徴をまとめることを困難にしている。

しかしながら、開発を行う側の特徴は比較的まとめやすい。開発の主体が国家（国有農園）であれ、民間（民間農園）であれ、大規模な資本がアブラヤシ開発に必要な土地を求めて、州政府、州政府、郡、村などの行政機構と結託し、さらに地域の有力者を様々な手段で巻き込んで、開発の手はずを整えてゆく。

アブラヤシ開発で土地を提供する側の住民がこうした開発計画を知るのは、開発計画が相当進行した段階で、もはや後戻りができない状況であることが多い。村人を説得する手段は最終的には暴力であり、村の分裂をもたらす。こうした村の分裂ことがアブラヤシ開発による土地紛争の重要な様相で、それを徹底的に明らかにすることが必要となる。

さらに、こうした紛争を深刻にしているのが、軍、警察、それに「プレマン」（やくざ者）などの治安機構の紛争への介入という事実である。

スハルト大統領時代のインドネシアでは軍、警察は独自に資産を運用し、それによつ

て組織内部の給与に充てるなどの活動を公然と行ってきた。1998年のスハルト退陣後の改革時代になってからは、そうした官制企業の多くが不良債権化し、実際の活動を低下させてきた。

しかしながら、軍、警察機構が、プランテーション内の治安機構として活動している実態は相変わらず続いている。そうした治安機構にとって、プランテーションの経営をめぐる紛争の存在は、彼らの存在意義を高める絶好の機会であり、紛争鎮圧のために出動することは、実際の実入りのある仕事になる。

それは「プレマン」（やくざ者）についても同様である。彼らは都会でも農村でも、治安機構の末端組織として、インドネシアのあらゆる場所に見られる。この「プレマン」こそが、紛争の過程において、日常的に反対派の動向を監視し、場合によっては殴る、脅すなどの暴力を行使する。

「プレマン」の供給源にも注目する必要がある。基本的には村の多数派の若者であることが多いのだが、反対派のなかからも組織運営の意見の対立が先鋭化すると、一部が多数派に寝返るケースもあり、こうした日常的な暴力の様相に注目する必要がある。

治安機構は会社のなかにも存在する。彼らは日常的にプランテーションの内部をパトロールし、不穏な動きがないか監視している。万が一そうした動きを察知したら、軍、警察、あるいはプレマンに連絡し、紛争の拡大を未然に防ぐ役割を担っている。そうした会社内部の治安機構との癒着も明らかにする必要がある。

3. 研究の方法

インドネシアの西スマトラ州の中で最もアブラヤシ栽培の盛んな西パサマン県のウィルマー・グループの抱える二つの紛争を具体的に分析した。

2004年統計で、西パサマン県は全西スマトラのアブラヤシ・プランテーションの33%が集積し、生産高でも36%を占めている。面積では西スマトラ州の9%を占めるに過ぎないが、アブラヤシ・プランテーションの集積では群を抜いている。2003年の地方自治法の改革で、それまでパサマン県としてあったものが、西パサマン県とパサマン県に分かれてできた県である。

1991年創業されたウィルマー・グループの創業者は2名。シンガポール人クオック・クーン・ホン氏 1950年生まれ。シンガポール大学ビジネス経営学科卒。もう一人は、インドネシア、トバ・バタック人マルトゥア・シトルス氏 1960年生まれ。メダンのHKBP Nomensen 大学卒。現在のCEOはクオック・クーン氏である。

ウィルマー・グループのビジネスは、(1)

アブラヤシ栽培、CPO (Crude Palm Oil, アブラヤシ原油) 生産、(2) 植物性脂質、オレオケミカル製品生産、(3) バイオディーゼル生産など多岐にわたっている。

企業活動は特に、インドネシア、マレーシア、中国、インド、EU で活発である。グループ全体の従業員は9万人に達し、300以上の加工工場を持つ。世界50か国に製品を販売している。2005年時点でインドネシアに7万ヘクタール以上の農園を所有している。またリアウ州ではバイオディーゼル用のパームオイル開発も行っている。

2011年時点のグループ全体の総収入は447億ドルであり、利益は16億ドルである。

2006年時点でインドネシアとマレーシアに573,405haの土地を所有している。2006年末時点での総資産は184億ドル。

グループへの投資銀行として、オランダの銀行とマレーシアの銀行が圧倒的に多い。日本の銀行の中では、三菱東京UFJ銀行が顔を出している。

ウィルマー・インターナショナルの主要な顧客企業の中で、米蘭の多国籍企業であるユニリーバー (The Anglo-Dutch Company Unilever) は全世界のパームオイル需要の3%を消費する最大の企業である。

2005年末に69,217haのパームオイル農園を所有している。そのうち48,809haはすでに植え付け済みである。ウィルマー・グループは参加農家(プラスマ農家)分として38,102haを所有している。カリマンタンに85,000haの土地を確保し、2006年9月には2つの子会社がカリマンタンのサンバスとサンガウで25,000haの土地の権利を確保した。

東南アジア最大のアグリビジネスの一つであり、またRSPO(持続的なパームオイルのための円卓会議)の有効メンバーであるウィルマー・グループであるが、リアウ、カリマンタン、それに西スマトラなどの子会社の中には、土地紛争を引き起こしている会社もある。その対応を見ていくと、パームオイル生産の現場で厳しい収奪と暴力が起きていることがよくわかる。

同時にインドネシアでは小農によるアブラヤシ栽培も増えているが、アブラヤシが「儲かる」産業であることがその背景にある。

4. 研究成果

紛争の要因として、開発の初期段階における共有地の利用に関するコンセンサスの不足、また地元のなかでの利害関係の分裂、農園労働者の忠誠を高めるための移住民の活用、さらに軍や警察と資本(開発業者)との癒着などを指摘した。開発を進める村の中でも推進、中間、反対派と分裂し、そうした村内部の対立が開発業者、軍=警察に突かれている。

西パサマン県の二つの事例を検討してみる。

PHP農園は西パサマン県のナガリ・カパールとナガリ・ササクの共有地2500haの農園である。カパールに1,600ha、ササクに900haあるが、まだ植栽の終わっていない土地が800haほどある。

1989年に事業案が提示された。最初、ナガリ慣習法会議は受け入れを決定したが、受け入れの意思確認の方法を巡って1991年対立が起きた。ナガリ指導部の多くのメンバーは慣習法会議の決定で十分だとしたのに対して、一部のリーダーはナガリ全体の同意を求めるムシャワラーが必要であると主張した。反対運動は特にカパールで顕在化した。

カパールの中は、受け入れを巡って三つに分裂した。積極的受入れグループと中間派、それに反対派である。当初の約束では1,600haのうち、半分は農民が参加農家として使えることになっていたが、PHPはその約束を守らず、農民には全く分配しなかった。反対派はまだ植え付けの終わっていない土地は自分たちの土地であるとして、キャッサバ、トウモロコシ、コンショウなどのパラウイジャ(米以外の二次作物)を植え始めた。

こうした中、2000年以来、反対派への暴力が拡大した。反対派の耕作を認めない会社側と賛成派は農民の作っている作物を破壊した。それに抗議した住民が逮捕されると、運動は急速に暴力的な要素が強くなった。2010年時点で、反対派の共有地に対する権利はほとんど否定され、彼らは民衆農園での日雇い労働者に落ちぶれている。

この事例から、アブラヤシ関連土地紛争の基本的な構図を整理しておこう。

開発の受け入れを巡って住民の間で分裂が生じる。

売買契約か否かという対立。ミナンカバウの共有地の売買ととる企業側と、あくまでも一時利用に出すだけと理解している住民側の見解の不一致。売買となれば、設定されたHGU(事業権)は二度と戻ってこない。

開発の条件として提供された土地の分配法をめぐる対立。例えば、会社50%、住民50%の割合で利用するという約束が守られない。反対派への暴力。軍、警察からの暴力のみならず、賛成派住民の中にいるプレマン(やくざ者)の存在。軍、警察は農園を守るためというよりは、自前の収入源を確保するために積極的に農園の「治安」を担う。会社側が運営する中核農園の労働者には地元住民は少なく、大半が開発移民か、他地域からの移住者である。

次に、カパールの隣のナガリであるリンクン・アウルのゲルシンド・ミナン農園の例を取り上げる。

西スマトラのローカルな農園であったブ

キット・タウン社は 1991 年、リンクン・アウルの共有地 6,000ha でパーム農園開発を始めた。当初の約束では、中核農園に 60%、参加農家（プラスマ）に 40%配分することになっていた。

94 年ブキット・タウン社は資金不足を理由に、ゲルシンドに農園を売却。ゲルシンドは、「測量したら、6,000 ha はなく、4,600ha しかなかった」と住民に説明した。だが、中核農園は最初の予定通り 3,600ha を取得した結果、参加住民には 1,000ha しか残らなかった。最初のプランでは、企業側が 6,000ha の 60%の 3,600ha 使い、住民側は残りの 2,400ha が与えられる予定であったのに、1,000ha しか与えられず、1,400ha も少ない結果となった。ここが紛争の出発点である。

1999 年年、スハルト退陣の翌年、住民は工場の前でデモを行い、工場を封鎖した。農民が調べると、400ha の余剰の土地があることが分かった。当時のパサマン県知事は 400ha を農民に与えるよう、意見書（Surat Keputusan）を出し、農民側の主張を正当化した。

2003 年、ゲルシンドは 200ha を供与することには同意したが、残りの 200ha は 10 億ルピアで「買い取る」ことを提案した。民衆はこれを拒否し、デモを行なうと、警察の弾圧が始まった。

2007 年、企業側に実に都合のいい農業大臣例が出された。「会社はプラスマ農民に最低限 20%を提供し、中核農民には 80%を超える土地を与えてはならない」。平たく言うと、会社側は最大限提供された土地の 80%までを利用する権利があると、国家がお墨付きを与えたのである。

この大臣令以前の事例には適用されないが、事実上農園側を後押しした。ゲルシンドはこの大臣令を根拠に、自らの正当性を主張している。

2008 年、農民は西パサマン政府とゲルシンド社を相手取り、1999 年の県知事（ブパティ）の決定を実行するよう西パサマン裁判所に訴える。その裁判はまだ結審していない。

ゲルシンドのパーム農園に参加するために、参加農家は KKPA（開発資金融資 Kredit Koperasi Primer Anggota）を利用した。リンクン・アウルには 1989 年創設の KUD（デサ協同組合）が二つあり、その下に農民組合（KT, Kelompok Tani）があった。94 年、1 ha 当たり 650 万ルピア（当時のレートで 20 万円）の KKPA 資金を融資してもらったが、まだ返済中である。

ゲルシンドが支配している土地は「HGU が終了したら、どうなるのか？」という問いに、HS 氏は「返してもらえると楽観的な見解を述べている。しかし、一旦 HGU が設定されると、土地は国有地とされてしまい、永久に戻

ってこない！これは全インドネシアで共通にいえることであり、そこを理解していない住民がまだ非常に多く、そこに紛争の原因がある。

そうした中、2009 年西ストラ州条例第 8 号（PELDA No 8）で 35 年経過した共有地は、元の所有者に戻せるという州条例を定めたが、中央政府が却下した。州条例レベルでは、共有地の返還を現行法の中で実現しようと努力しているが、まだうまくいっていない。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計 2 件）

① 中島成久、2013 年 4 月

「アブラヤシ・プランテーションをめぐる権力関係——ウィルマー・グループ、国営第 IV 農園、民衆農園における労働者の管理」『異文化』（論文編）第 14 号、103-148 頁、法政大学国際文化学部紀要、査読無し

② 中島成久 2010 年 4 月

Oil Palm Development and Violence, A Case Study of Communal Land Struggles in Kapar, West Sumatra, Indonesia

「異文化」（論文編）第 11 号、127-176 頁、法政大学国際文化学部、査読無し

〔学会発表〕（計 1 件）

① 中島成久

2010 年 10 月 9 日

アブラヤシ・プランテーションにおける“ディシプリン”——西スマトラ州西パサマン県の事例研究、アブラヤシ研究会、京都大学東南アジア研究所稲森財団記念館 3 階中会議室

〔図書〕（計 1 件）

① 中島成久、2011 年 5 月

『インドネシアの土地紛争——言挙げする農民たち——』創成社新書 48、235 頁、東京

〔産業財産権〕

○出願状況（計 0 件）

○取得状況（計 0 件）

〔その他〕

ホームページ等

なし

6. 研究組織

(1) 研究代表者

中島 成久 (NAKASHIMA NARIHISA)

法政大学・国際文化学部・教授

研究者番号：80117184